

廿日市市新機能都市開発事業に係る 環境影響評価方法書に対する知事意見

1 基本的事項

- (1) 環境影響評価方法書に記載されている調査、予測及び評価の手法を適切に実施すること。
- (2) 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の段階では、現時点で決定していない道路建設の詳細設計や工場・事業場の配置等について可能な限り明らかにし、それらの情報を基にできる限り定量的な予測評価を行うこと。また、事業計画を決定するにあたっては、環境負荷の低減の観点からも検討し、その概要及び経緯を具体的に準備書に記載すること。また、事業計画の策定や環境影響評価を行う過程において、新たに環境に影響を与えるような事実が判明した場合は、必要に応じ、環境影響評価項目の追加を行い、適切な調査・予測・評価を行うこと。
- (3) 環境関係法令に係る手続きが必要となる場合は、遅滞なく届出等を行うこと。
- (4) 準備書の作成に当たっては、環境影響評価制度の目的の一つである外部の意見を聴くということを十分に尊重し、事業計画、環境調査等に関する情報を具体的に記載するなど住民に分かりやすい準備書にするとともに、インターネットの利用による縦覧においては、印刷設定を見直すなど、住民が事業の内容を理解し意見を述べやすくなるような工夫に努めること。また、環境影響評価を実施するにあたり、必要に応じて地域住民に対して丁寧な説明を行うとともに、広く意見を求めたうえで十分配慮すること。

2 個別的事項

- (1) 大気環境
 - 対象事業実施区域及びその周辺において、光化学オキシダント及び微小粒子状物質の環境基準が未達成であるため、発生の一因である窒素酸化物及びばいじん等に係る環境保全措置について十分に検討し、準備書に記載すること。
 - 調査及び予測地域とされている「大気の影響が十分小さくなる範囲」の設定方法について、準備書では、根拠となる計算式等を示して具体的に説明すること。
- (2) 水環境
 - 雨水排水の公供用水域への影響について、事業実施区域及びその周囲の利水状況を十分に勘案するとともに、供用後の融雪剤による影響を含めた予測・評価の必要性を検討し、含めない場合には準備書においてその理由を明らかにすること。
- (3) 騒音
 - 対象事業実施区域の周辺には交通量が多い道路があり、車両の運行及び供用後の車両の増加に伴う渋滞や騒音等による環境への影響を回避・低減するため、適切な環境保全措置を十分に検討し、その内容を準備書に記載すること。

(4) 振動

- 対象事業実施区域の周辺には交通量が多い道路があり，車両の運行及び供用後の車両の増加に伴う渋滞や振動等による環境への影響を回避・低減するため，適切な環境保全措置を十分に検討し，その内容を準備書に記載すること。

(5) 植物

- 事業計画図と植生図等の自然環境の現況図の重ね合わせ等により，できる限り定量的な予測評価を行うこと。

(6) 景観

- 工場・事業場の配置なども含めた環境保全措置を検討し，その内容を準備書に記載すること。
- 広島港などから宮島への航路からの眺望や，自然遺産の観点から主要な眺望点と考えられる地点（シーカヌー等，野外レクリエーション活動の場における眺望等）の予測・評価の必要性を検討し，含めない場合には準備書においてその理由を明らかにすること。

(7) 人と自然との触れ合い活動の場

- 調査及び予測地域において，自然学習等の場として利用されている主要な地点がある場合は，調査地点に加えること。